

令和6年2月21日提出（その1）

**令和6年2月定例県議会付議案**  
**（令和6年度当初予算関係）**

鳥 取 県

# 令和6年2月定例県議会付議案

## 目 次

議案第 1 号	令和6年度鳥取県一般会計予算	1
議案第 2 号	同 鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計予算	25
議案第 3 号	同 鳥取県公債管理特別会計予算	29
議案第 4 号	同 鳥取県給与集中管理特別会計予算	33
議案第 5 号	同 鳥取県国民健康保険運営事業特別会計予算	36
議案第 6 号	同 鳥取県母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算	39
議案第 7 号	同 鳥取県中小企業近代化資金助成事業特別会計予算	43
議案第 8 号	同 鳥取県就農支援資金貸付事業特別会計予算	46
議案第 9 号	同 鳥取県林業・木材産業改善資金助成事業特別会計予算	49
議案第 10号	同 鳥取県県営林事業特別会計予算	52
議案第 11号	同 鳥取県県営境港水産施設事業特別会計予算	55
議案第 12号	同 鳥取県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計予算	59
議案第 13号	同 鳥取県港湾整備事業特別会計予算	62
議案第 14号	同 鳥取県収入証紙特別会計予算	65
議案第 15号	同 鳥取県県立学校農業実習特別会計予算	68
議案第 16号	同 鳥取県育英奨学事業特別会計予算	71
議案第 17号	同 鳥取県天神川流域下水道事業会計予算	75
議案第 18号	同 鳥取県営電気事業会計予算	79

議案第19号	令和6年度鳥取県営工業用水道事業会計予算	83
議案第20号	同 鳥取県営埋立事業会計予算	87
議案第21号	同 鳥取県営病院事業会計予算	90

# 一 般 会 計



## 議案第 1 号

### 令和 6 年度鳥取県一般会計予算

令和 6 年度鳥取県の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3 6 0, 4 8 4, 0 0 0 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(継続費)

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 2 条第 1 項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第 2 表継続費」による。

(債務負担行為)

第 3 条 地方自治法第 2 1 4 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 3 表債務負担行為」による。

(地方債)

第 4 条 地方自治法第 2 3 0 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 4 表地方債」による。

(一時借入金)

第 5 条 地方自治法第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、3 5, 0 0 0, 0 0 0 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 6 条 地方自治法第 2 2 0 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額

を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当等、共済費、旅費（特別旅費を除く。）、需用費、  
役務費並びに使用料及び賃借料に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内  
でのこれらの経費の各項の間の流用
- (2) 第13款諸支出金各項に計上した予算額に過不足を生じた場合におけるこれらの経  
費の各項の間の流用

令和6年2月21日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 第1表 歳入歳出予算

### 歳 入

款	項	金 額
1 県	税	57,627,358 <small>千円</small>
	1 県 民 税	18,021,099
	2 事 業 税	14,306,161
	3 地 方 消 費 税	11,680,041
	4 不 動 産 取 得 税	886,979
	5 県 た ば こ 税	617,300
	6 ゴ ル フ 場 利 用 税	101,098
	7 軽 油 引 取 税	4,538,619
	8 自 動 車 税	7,462,915
	9 鉱 区 税	734
	10 狩 猟 税	5,759
	11 産 業 廃 棄 物 処 分 場 税	5,902
	12 旧 法 に よ る 税	751
2 地 方 消 費 税 清 算 金		28,199,179
	1 地 方 消 費 税 清 算 金	28,199,179
3 地 方 譲 与 税		11,854,065
	1 特 別 法 人 事 業 譲 与 税	10,164,437
	2 地 方 揮 発 油 譲 与 税	1,470,922



款	項	金額
	3 石油ガス譲与税	43,977 <sup>千円</sup>
	4 自動車重量譲与税	78,660
	5 森林環境譲与税	77,793
	6 航空機燃料譲与税	18,276
4 地方特例交付金		1,510,000
	1 地方特例交付金	1,510,000
5 地方交付税		143,873,000
	1 地方交付税	143,873,000
6 交通安全対策特別交付金		130,000
	1 交通安全対策特別交付金	130,000
7 分担金及び負担金		433,431
	1 分担金	28,485
	2 負担金	404,946
8 使用料及び手数料		3,859,705
	1 使用料	3,001,467
	2 手数料	858,238
9 国庫支出金		51,718,278
	1 国庫負担金	16,507,573
	2 国庫補助金	34,380,375
	3 委託金	830,330
10 財産収入		831,396
	1 財産運用収入	308,123

款	項	金額
	2 財産売却収入	523,273 <sup>千円</sup>
11 寄附金		659,126
	1 寄附金	659,126
12 繰入金		22,280,373
	1 特別会計繰入金	341,283
	2 基金繰入金	21,939,090
13 繰越金		2,000,000
	1 繰越金	2,000,000
14 諸収入		6,927,089
	1 延滞金、加算金及び過料	35,787
	2 県預金利子	980
	3 公営企業貸付金元利収入	194,000
	4 貸付金元利収入	915,395
	5 受託事業収入	1,546,448
	6 収益事業収入	1,525,498
	7 雑収入	2,708,981
15 県債		28,581,000
	1 県債	28,581,000
歳入合計		360,484,000

歳 出		
款	項	金 額
1 議 会 費		千円 1,242,421
	1 議 会 費	1,242,421
2 総 務 費		36,093,697
	1 総 務 管 理 費	13,513,406
	2 企 画 費	15,956,134
	3 徴 税 費	2,053,639
	4 市 町 村 振 興 費	1,775,361
	5 選 挙 費	23,554
	6 防 災 費	2,202,450
	7 統 計 調 査 費	335,854
	8 人 事 委 員 会 費	119,140
	9 監 査 委 員 費	114,159
3 民 生 費		52,173,088
	1 社 会 福 祉 費	38,342,471
	2 児 童 福 祉 費	13,382,447
	3 生 活 保 護 費	441,462
	4 災 害 救 助 費	6,708
4 衛 生 費		14,921,632
	1 公 衆 衛 生 費	3,347,847
	2 環 境 衛 生 費	3,134,435

款	項	金額
	3 保 健 所 費	1,022,809 <sup>千円</sup>
	4 医 薬 費	7,416,541
5 勞 働 費		1,891,162
	1 勞 政 費	912,083
	2 職 業 訓 練 費	881,240
	3 勞 働 委 員 会 費	97,839
6 農 林 水 産 業 費		23,044,688
	1 農 業 費	5,929,034
	2 畜 産 業 費	2,017,180
	3 農 地 費	5,822,813
	4 林 業 費	6,710,492
	5 水 産 業 費	2,565,169
7 商 工 費		15,003,145
	1 商 業 費	5,336,788
	2 工 鉱 業 費	7,386,615
	3 観 光 費	2,279,742
8 土 木 費		46,171,992
	1 土 木 管 理 費	1,428,084
	2 道 路 橋 り よ う 費	24,365,870
	3 河 川 海 岸 費	11,059,214
	4 港 湾 費	4,287,593
	5 都 市 計 画 費	2,121,169

款	項	金額
	6 住 宅 費	2,910,062 <sup>千円</sup>
9 警 察 費		17,879,108
	1 警 察 管 理 費	15,303,716
	2 警 察 活 動 費	2,575,392
10 教 育 費		64,945,331
	1 教 育 總 務 費	8,979,600
	2 小 学 校 費	20,061,286
	3 中 学 校 費	13,395,785
	4 高 等 学 校 費	13,517,015
	5 特 別 支 援 学 校 費	6,589,209
	6 社 会 教 育 費	1,662,503
	7 保 健 体 育 費	739,933
11 災 害 復 旧 費		9,736,754
	1 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	3,189,056
	2 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	6,547,698
12 公 債 費		48,742,431
	1 公 債 費	48,742,431
13 諸 支 出 金		28,488,551
	1 公 營 企 業 支 出 金	197,613
	2 地 方 消 費 税 清 算 金	11,564,920
	3 利 子 割 交 付 金	37,761
	4 配 当 割 交 付 金	423,959

款	項	金額
	5 株式等譲渡所得割交付金	422,705 <sup>千円</sup>
	6 法人事業税交付金	1,043,602
	7 地方消費税交付金	14,110,594
	8 ゴルフ場利用税交付金	70,769
	9 環境性能割交付金	236,128
	10 県税還付金	380,000
	11 自動車取得税交付金	500
14 予備費		150,000
	1 予備費	150,000
歳出	合計	360,484,000

## 第2表 継 続 費

款	項	事 業 名	総 額	年度	年 割 額
2 総務費	2 企画費	文化芸術拠点施設 環境整備事業費 (とりぎん文化会館受変電 設備改修工事)	千円 28,263	6	千円 11,965
				7	16,298
		文化芸術拠点施設 環境整備事業費 (童謡館中央熱源機器 改修工事)	355,472	6	144,150
				7	211,322
		文化芸術拠点施設 環境整備事業費 (米子コンベンション センター受変電設備 改修工事)	26,734	6	11,460
				7	15,274
6 農 林 水産業費	5 水産業費	栽培漁業センター管理運営費	282,543	6	195,607
				7	86,936
9 警 察 費	1 警察管理費	警 察 財 産 管 理 費	453,039	6	182,013
				7	271,026
10 教 育 費	4 高等学校費	海洋練習船「若鳥丸」 代船建造事業費	2,256,772	6	677,033
				7	1,579,739

### 第3表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
県政だより広報費	令和7年度から 令和9年度まで	千円 15,939
新聞テレビ等広報費	令和7年度から 令和9年度まで	74,163
税外未収金回収関連強化事業	令和7年度から 令和8年度まで	債権回収額1,000円当たり286円を乗じて得た額
県税課税調査・収納管理事業 (県税窓口セミセルフレジ 導 入 事 業 )	令和7年度から 令和11年度まで	10,532
県税課税調査・収納管理事業 (歳入納付業務委託事業)	令和7年度から 令和9年度まで	126,720円に指定納付受託者が代理納付した金額に3.25パーセントを乗じて得た額を加えた額
自治体インターネット回線 共 同 化 事 業	令和7年度から 令和8年度まで	3,486
ハイブリッドワーク推進事業	令和7年度から 令和11年度まで	45,052
庁内LANシステム管理運営事業	令和7年度から 令和11年度まで	773,070
AI・RPA等最先端ICT技術 活 用 推 進 事 業	令和7年度から 令和11年度まで	93,901
電子決裁・総合文書管理 シ ス テ ム 事 業	令和7年度	5,748
鳥取情報ハイウェイ管理運営事業	令和7年度から 令和12年度まで	541,044
総合行政・住基ネットワーク等 運 営 事 業	令和7年度から 令和11年度まで	4,648
とっとり観光県営 公衆Wi-Fi導入事業	令和7年度から 令和11年度まで	22,970
鳥取県未来人材育成奨学金支援事業	令和7年度から 令和20年度まで	180,000
地域バス交通等体系整備 支 援 事 業 補 助	令和7年度	補助金総額235,560千円を限度として、 令和6年度に交付決定した額から令和6年度に交付した額を差し引いた額
若桜線維持存続事業	令和7年度から 令和17年度まで	5,522
コミュニティ・ドライブ・シェア (鳥取型ライド・シェア) 推進事業	令和7年度	314,592



事 項	期 間	限 度 額
鳥取砂丘コナン空港管理費	令和7年度	千円 272,190
夢みなとタワー管理委託費	令和7年度から 令和10年度まで	27,428
県有施設の施設管理 マネジメント事業	令和7年度から 令和8年度まで	2,962
給与等管理費	令和7年度から 令和9年度まで	40,342
集中化業務事務費	令和7年度	1,793
職員宿舍管理事業費	令和7年度	2,719
職員労働安全衛生・福利厚生費	令和7年度から 令和10年度まで	1,892
原子力防災対策事業	令和7年度	34,343
公民連携推進事業補助	令和7年度	補助金総額8,000千円を限度として、 令和6年度に交付決定した額から令 和6年度に交付した額を差し引いた 額
文化芸術拠点施設運営費	令和7年度から 令和10年度まで	144,220
文化芸術拠点施設環境整備事業	令和7年度から 令和10年度まで	3,080
鳥取県立人権ひろば21 管理運営費	令和7年度から 令和10年度まで	8,588
スポーツ推進基盤運営費	令和7年度から 令和10年度まで	67,282
青谷かみじち史跡公園 運営管理費	令和7年度から 令和10年度まで	34,344
むきばんだ史跡公園運営費	令和7年度から 令和10年度まで	36,404
史跡青谷上寺地遺跡整備事業	令和7年度	32,537
鳥取県立福祉人材研修センター 管理委託費	令和7年度から 令和10年度まで	8,860
福祉保健部（障がい福祉課） 管理運営費	令和7年度から 令和9年度まで	1,870
介護福祉士等修学資金貸付金	令和7年度から 令和11年度まで	25,050
がん対策推進事業	令和7年度から 令和8年度まで	9,050
医師確保奨学金等貸付事業	令和7年度から 令和12年度まで	363,600

事 項	期 間	限 度 額
看護職員修学資金管理事務 デジタル化事業	令和7年度から 令和11年度まで	千円 13,200
県立看護学校学務 システム更新事業	令和7年度から 令和11年度まで	7,725
こどもの国管理運営費	令和7年度から 令和10年度まで	38,664
「シン・子育て王国とっとり」 保育人材確保強化事業	令和7年度	12,418
退所児童等アフターケア 事業補助	令和7年度から 令和36年度まで	補助金総額9,000千円を限度として、 令和6年度に交付決定した額から令 和6年度に交付した額を差し引いた 額
子ども発達支援課管理運営費	令和7年度から 令和9年度まで	1,683
私立学校施設整備費補助金	令和7年度から 令和16年度まで	1,771
総合療育センター費	令和7年度から 令和9年度まで	321
日本海沖メタンハイドレート 調査促進事業	令和7年度から 令和8年度まで	11,860
地域資源活用エネルギー 導入推進事業補助	令和7年度から 令和8年度まで	補助金総額25,000千円を限度として、 令和6年度に交付決定した額から令 和6年度に交付した額を差し引いた 額
次世代自動車普及促進事業	令和7年度から 令和13年度まで	1,050
衛生環境研究所管理運営費	令和7年度から 令和16年度まで	92,220
氷ノ山自然ふれあい館 管理運営事業	令和7年度から 令和10年度まで	9,852
自然共生サイト企業等連携 促進事業補助	令和7年度	補助金総額5,000千円を限度として、 令和6年度に交付決定した額から令 和6年度に交付した額を差し引いた 額
三湖沼水質浄化対策推進事業	令和7年度から 令和8年度まで	7,200
みんなで守ろう！ 持続可能な水循環事業	令和7年度から 令和8年度まで	12,386
食肉衛生検査所管理運営事業	令和7年度から 令和11年度まで	4,950
都市公園管理費	令和7年度から 令和10年度まで	136,676

事 項	期 間	限 度 額
能登半島地震を踏まえた住宅耐震化緊急強化事業補助(住宅耐震化総合支援事業)	令和7年度	補助金総額3,830千円を限度として、令和6年度に交付決定した額から令和6年度に交付した額を差し引いた額
能登半島地震を踏まえた住宅耐震化緊急強化事業(建築物耐震化促進事業)	令和7年度	8,725
県営住宅維持管理費	令和7年度から令和13年度まで	139,219
県営住宅管理効率化事業	令和7年度から令和8年度まで	393,594
公営住宅整備事業	令和7年度	467,559
とっとり住まいる支援事業補助	令和7年度	補助金総額123,908千円を限度として、令和6年度に交付決定した額から令和6年度に交付した額を差し引いた額
とっとり健康省エネ住宅普及促進事業補助	令和7年度	補助金総額263,800千円を限度として、令和6年度に交付決定した額から令和6年度に交付した額を差し引いた額
「とっとり匠の技」活用リモデル助成事業補助	令和7年度	補助金総額2,000千円を限度として、令和6年度に交付決定した額から令和6年度に交付した額を差し引いた額
カーボンニュートラルに向けた中規模建築物ZEB普及促進モデル事業補助	令和7年度	補助金総額23,200千円を限度として、令和6年度に交付決定した額から令和6年度に交付した額を差し引いた額
大山自然歴史館管理運営事業	令和7年度から令和8年度まで	5,424
産業未来共創補助	令和7年度から令和9年度まで	補助金総額440,000千円を限度として、令和6年度に交付決定した額から令和6年度に交付した額を差し引いた額
産業未来共創研究開発補助	令和7年度から令和8年度まで	補助金総額120,000千円を限度として、令和6年度に交付決定した額から令和6年度に交付した額を差し引いた額
工業団地整備支援事業	令和7年度から令和26年度まで	25,727
社会・地域課題解決に資する共創型企業誘致推進事業補助	令和7年度から令和9年度まで	補助金総額20,900千円を限度として、令和6年度に交付決定した額から令和6年度に交付した額を差し引いた額
とっとりバイオフロンティア管理運営事業	令和7年度から令和10年度まで	17,292

事 項	期 間	限 度 額
創 業 ・ 医 療 産 業 の ゆ り か ご 形 成 事 業	令和7年度から 令和11年度まで	千円 5,059
鳥 取 県 版 ス タ ー ト ア ッ プ 創 出 事 業 補 助	令和7年度から 令和9年度まで	補助金総額20,000千円を限度として、 令和6年度に交付決定した額から令 和6年度に交付した額を差し引いた 額
企 業 自 立 サ ポ ー ト 事 業 ( 制 度 金 融 費 ) に 係 る 損 失 補 償	令和6年度から、 金銭消費貸借に係 る契約書に定める ところにより償還 が完了する日が属 する年度の翌年度 まで。ただし、条 件変更措置を受け て貸付期間を延長 した場合は、その 延長した後の償還 が完了する日が属 する年度の翌年度 まで	鳥取県信用保証協会が金融機関に対 して行う代位弁済額から日本政策金 融公庫の保険金補填額及び全国信用 保証協会連合会の損失補償額を控除 した額の2分の1を限度とする額
世界どこでも外需獲得強化事業補助	令和7年度	補助金総額13,000千円を限度として、 令和6年度に交付決定した額から令 和6年度に交付した額を差し引いた 額
「外国人材と共に働くとっとり」 推 進 事 業	令和7年度から 令和8年度まで	12,800
労 働 者 福 祉 ・ 相 談 事 業	令和7年度から 令和8年度まで	5,870
職 業 訓 練 事 業 費	令和7年度から 令和8年度まで	61,776
鳥 取 県 立 鳥 取 ハ ロ ー ワ ー ク 管 理 運 営 事 業	令和7年度から 令和8年度まで	22,300
食の安全・安心プロジェクト 推 進 事 業 補 助	令和7年度から 令和9年度まで	補助金総額16,500千円を限度として、 令和6年度に交付決定した額から令 和6年度に交付した額を差し引いた 額
鳥取発伝統工芸世界に発信事業	令和7年度	503
農 の 雇 用 ス テ ッ プ ア ッ プ 支 援 事 業 補 助	令和7年度	補助金総額42,600千円を限度として、 令和6年度に交付決定した額から令 和6年度に交付した額を差し引いた 額
鳥 取 発 ! ア グ リ ス タ ー ト 研 修 支 援 事 業	令和7年度	7,116
農業金融利子補給等総合支援事業	令和7年度から 令和26年度まで	111,420

事 項	期 間	限 度 額
公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構借入金損失補償	令和6年度から、損失補償契約に定めるところにより損失補償をする日の属する年度まで	千円 融資元金30,227千円について損失補償契約に定める最終償還期限日到来後10か月を経過した日において公益社団法人全国農地保有合理化協会が弁済を受けることができなかった元金合計額（延滞金及び違約金を含む。）に相当する金額
とっとり花回廊管理運営委託費	令和7年度から 令和10年度まで	196,836
鳥取二十世紀梨記念館管理運営委託費	令和7年度から 令和10年度まで	34,844
県営農業用河川工作物応急対策事業	令和7年度	170,000
鳥取県和牛振興計画推進事業（新規県有種雄牛普及促進事業）	令和7年度から 令和8年度まで	県が行う新規県有種雄牛普及促進事業に協力した肥育農家が適正に飼育・出荷した対象種雄牛の種付けにより出生した子牛の販売価格が、せりの雌雄別販売価格を下回った場合において、せりの雌雄別販売価格から当該販売価格を減じた額
鳥取和牛肉質日本一奪還に向けた総合戦略事業（事前短期肥育牛経営補償費）	令和6年度から、事前短期肥育試験契約に定めるところにより損失補償をする日の属する年度まで	県が行う事前短期肥育試験に協力した肥育農家が適正に飼育・出荷した検定牛の枝肉単価が、基準枝肉単価を下回った場合において、当該枝肉単価と検定牛の枝肉単価の差額に、当該牛の枝肉重量を乗じた額
県優良種雄牛造成事業（後代検定牛経営補償費）	令和6年度から、現場後代検定推進契約に定めるところにより損失補償をする日の属する年度まで	県が行う種雄牛候補牛の現場後代検定に協力した肥育農家が適正に飼育・出荷した検定牛の販売価格が、再生産可能な額を下回った場合において、当該再生産に必要な額から出荷日の3等級の枝肉の平均価格に出荷牛の枝肉重量を乗じた額を減じた額
県優良種雄牛造成事業（改良基礎雌牛整備費）	令和7年度	329
公共育成牧場施設維持管理事業	令和7年度	88,220
鳥取県版緑の雇用支援事業補助	令和7年度	補助金総額11,794千円を限度として、令和6年度に交付決定した額から令和6年度に交付した額を差し引いた額
とっとり出合いの森管理運営事業	令和7年度から 令和10年度まで	11,116
二十一世紀の森管理運営事業	令和7年度から 令和10年度まで	4,564

事 項	期 間	限 度 額
公益財団法人鳥取県造林公社の日本政策金融公庫借入金に係る損失補償	日本政策金融公庫が公益財団法人鳥取県造林公社に資金を貸付けたときから、当該貸付金の最終償還期限到来後、10か月の期間が満了し、日本政策金融公庫が補償の履行日として指定する日まで	千円 借入元本378,000千円の償還期限到来後10か月の期間満了の日(以下「損失確定日」という。)において、日本政策金融公庫が弁済を受けることができなかった元利金合計額並びに遅延損害金に相当する金額及び損失確定日の翌日から補償履行日までの利率年11.0%に相当する利息
造林公社等未来の豊かな森林づくり事業	令和7年度から令和25年度まで	106,210
とっとりウッドチェンジ戦略事業	令和7年度から令和10年度まで	6,000
非住宅木材活用推進事業補助	令和7年度	補助金総額15,917千円を限度として、令和6年度に交付決定した額から令和6年度に交付した額を差し引いた額
種苗安定生産対策事業	令和7年度から令和8年度まで	15,634
気候・風土に適応した砂丘ラッキョウ・ナガイモの安定生産技術確立事業	令和7年度	127
漁業金融対策費	令和7年度から令和26年度まで	98,871
とっとり賀露かっこ館管理運営事業費	令和7年度から令和10年度まで	16,857
建設工事等入札制度管理費	令和7年度から令和8年度まで	12,242
鳥取県版河川・道路ボランティア促進事業	令和7年度から令和8年度まで	14,400
道路メンテナンス事業	令和7年度	70,000
除雪事業	令和7年度	20,000
通学路安全対策事業	令和7年度から令和8年度まで	490,000
防災・安全交付金(市町村代行)	令和7年度	230,000
地域高規格道路整備事業	令和7年度から令和8年度まで	2,500,000
社会資本整備総合交付金(国道改築)	令和7年度から令和8年度まで	300,000
防災・安全交付金(河川改修)	令和7年度	357,000

事 項	期 間	限 度 額
ダムメンテナンス事業	令和7年度	170,000 <small>千円</small>
大規模特定河川事業	令和7年度から 令和8年度まで	942,000
河川メンテナンス事業	令和7年度から 令和8年度まで	428,000
土砂災害情報システム等 管理運営費	令和7年度から 令和10年度まで	39,380
境漁港指定管理料	令和7年度から 令和10年度まで	1,140
みなとさかい交流館管理運営費	令和7年度から 令和10年度まで	27,956
安全運転講習費	令和7年度	726
警察情報システム運営費	令和7年度から 令和11年度まで	133,716
運転免許・認知症等運転者対策費	令和7年度	200
鑑識活動運営費	令和7年度から 令和12年度まで	426,162
交通安全施設整備費 (信号機等整備事業)	令和7年度から 令和11年度まで	180,388
教育財産管理事業費補助	令和7年度から 令和15年度まで	補助金総額8,000千円を限度として、 令和6年度に交付決定した額から令 和6年度に交付した額を差し引いた 額
教職員給与等管理費	令和7年度から 令和10年度まで	1,804
ICT環境整備事業	令和7年度から 令和12年度まで	973,366
ICT活用推進事業	令和7年度から 令和9年度まで	1,813
船上山少年自然の家運営費	令和7年度から 令和10年度まで	22,404
大山青年の家運営費	令和7年度から 令和10年度まで	12,400
生涯学習センター運営費	令和7年度から 令和10年度まで	33,220
鳥取県立美術館整備推進事業	令和7年度から 令和10年度まで	1,956
企画展開催費	令和7年度	70,000
県議会事務局運営費	令和7年度から 令和11年度まで	21,083

## 第4表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
議会費	9,000 <sup>千円</sup>	証書借入れ又は証券発行の方法により財政融資資金その他より借入れするものとする。ただし、事業又は県財政の都合により起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて起債することができる。	10%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	借入年度から1年すえ置き、じ後29年度間に償還するものとする。ただし、県財政その他の都合によりすえ置き及び償還年限を短縮又は延長して起債し、あるいはすえ置き又は償還期間中であっても償還年限を短縮し、延長し、又は繰上償還を行い、若しくは借換えすることができるものとする。
財産管理費	438,000	同上	同上	同上
計画調査費	657,000	同上	同上	同上
スポーツ振興費	784,000	同上	同上	同上
文化財保護費	50,000	同上	同上	同上
自治振興費	5,000	同上	同上	同上
防災総務費	326,000	同上	同上	同上
児童福祉総務費	77,000	同上	同上	同上
児童福祉施設費	387,000	同上	同上	同上
予防費	125,000	同上	同上	同上
環境保全費	576,000	同上	同上	同上
倉吉総合看護専門学校費	5,000	同上	同上	同上



起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
職業訓練校費	千円 30,000	証書借入れ又は証券発行の方法により財政融資資金その他より借入れするものとする。ただし、事業又は県財政の都合により起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて起債することができる。	10%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	借入年度から1年すえ置き、その後29年度間に償還するものとする。ただし、県財政その他の都合によりすえ置き及び償還年限を短縮又は延長して起債し、あるいはすえ置き又は償還期間中であっても償還年限を短縮し、延長し、又は繰上償還を行い、若しくは借換えすることができるものとする。
農業総務費	282,000	同上	同上	同上
畜産振興費	9,000	同上	同上	同上
土地改良費	203,000	同上	同上	同上
農地防災事業費	167,000	同上	同上	同上
林業振興費	50,000	同上	同上	同上
造林費	131,000	同上	同上	同上
林道費	177,000	同上	同上	同上
治山費	424,000	同上	同上	同上
水産業振興費	39,000	同上	同上	同上
漁港建設費	268,000	同上	同上	同上
栽培漁業センター費	172,000	同上	同上	同上
中小企業振興費	34,000	同上	同上	同上

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
土木総務費	40,000 <sup>千円</sup>	証書借入れ又は証券発行の方法により財政融資資金その他より借入れするものとする。ただし、事業又は県財政の都合により起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて起債することができる。	10%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	借入年度から1年すえ置き、じ後29年度間に償還するものとする。ただし、県財政その他の都合によりすえ置き及び償還年限を短縮又は延長して起債し、あるいはすえ置き又は償還期間中であっても償還年限を短縮し、延長し、又は繰上償還を行い、若しくは借換えすることができるものとする。
道路橋りょう維持費	3,069,000	同上	同上	同上
道路橋りょう新設改良費	3,187,000	同上	同上	同上
河川総務費	1,709,000	同上	同上	同上
河川改良費	1,718,000	同上	同上	同上
砂防費	2,337,000	同上	同上	同上
海岸保全費	217,000	同上	同上	同上
港湾管理費	19,000	同上	同上	同上
港湾建設費	251,000	同上	同上	同上
空港費	366,000	同上	同上	同上
街路事業費	268,000	同上	同上	同上
公園費	109,000	同上	同上	同上
住宅建設費	598,000	同上	同上	同上
警察施設費	173,000	同上	同上	同上

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
交通指導取締費	191,000 <sup>千円</sup>	証書借入れ又は証券発行の方法により財政融資資金その他より借入れするものとする。ただし、事業又は県財政の都合により起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて起債することができる。	10%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	借入年度から1年すえ置き、じ後29年度間に償還するものとする。ただし、県財政その他の都合によりすえ置き及び償還年限を短縮又は延長して起債し、あるいはすえ置き又は償還期間中であっても償還年限を短縮し、延長し、又は繰上償還を行い、若しくは借換えすることができるものとする。
教育財産管理費	1,407,000	同上	同上	同上
教育センター費	54,000	同上	同上	同上
高等学校管理費	514,000	同上	同上	同上
図書館費	1,000	同上	同上	同上
青少年社会教育施設費	41,000	同上	同上	同上
生涯学習センター費	40,000	同上	同上	同上
保健体育総務費	28,000	同上	同上	同上
耕地災害復旧費	4,000	同上	同上	同上
林道施設災害復旧費	53,000	同上	同上	同上
治山施設災害復旧費	44,000	同上	同上	同上
治山施設等災害関連事業費	84,000	同上	同上	同上
漁港施設災害復旧費	87,000	同上	同上	同上

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
建設災害復旧費	2,147,000 <sup>千円</sup>	証書借入れ又は証券発行の方法により財政融資資金その他より借入れするものとする。ただし、事業又は県財政の都合により起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて起債することができる。	10%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	借入年度から1年すえ置き、じ後29年度間に償還するものとする。ただし、県財政その他の都合によりすえ置き及び償還年限を短縮又は延長して起債し、あるいはすえ置き又は償還期間中であっても償還年限を短縮し、延長し、又は繰上償還を行い、若しくは借換えすることができるものとする。
港湾災害復旧費	117,000	同上	同上	同上
空港災害復旧費	11,000	同上	同上	同上
直轄道路事業費	2,903,000	同上	同上	同上
直轄河川事業費	278,000	同上	同上	同上
直轄海岸保全事業費	28,000	同上	同上	同上
直轄砂防事業費	103,000	同上	同上	同上
直轄港湾事業費	22,000	同上	同上	同上
直轄空港事業費	65,000	同上	同上	同上
直轄災害復旧費	220,000	同上	同上	同上
臨時財政対策債	653,000	同上	同上	同上

ただし、各目的ごとの起債の額の合計は、歳入予算で定める県債の額を超えないものとする。



# 特 別 会 計



## 議案第 2 号

# 令和 6 年度鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計予算

令和 6 年度鳥取県の用品調達等集中管理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2,077,352 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

令和 6 年 2 月 21 日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治



## 第1表 歳入歳出予算

### 歳 入

款	項	金 額
1 事業収入		2,077,301 <sup>千円</sup>
	1 用品調達事業収入	492,505
	2 自動車管理事業収入	233,388
	3 集中管理事業収入	1,351,408
2 諸収入		51
	1 雑収入	51
歳 入	合 計	2,077,352

歳 出		
款	項	金 額
1 事 業 費		2,077,352 <small>千円</small>
	1 用 品 調 達 事 業 費	492,505
	2 自 動 車 管 理 事 業 費	233,388
	3 集 中 管 理 事 業 費	1,351,459
歳 出	合 計	2,077,352

## 第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
公 用 車 リ ー ス 料 (平成20年度契約分)	令和7年度から 令和8年度まで	3,338 <sup>千円</sup>
公 用 車 リ ー ス 料 (平成22年度契約分)	令和7年度から 令和8年度まで	3,524
公 用 車 リ ー ス 料 (平成24年度契約分)	令和7年度から 令和8年度まで	11,580
公 用 車 リ ー ス 料 (平成26年度契約分)	令和7年度から 令和8年度まで	19,892
公 用 車 リ ー ス 料 (平成28年度契約分)	令和7年度から 令和8年度まで	8,034
公 用 車 リ ー ス 料 (平成30年度契約分)	令和7年度から 令和8年度まで	25,148
公 用 車 リ ー ス 料 (令和6年度契約分)	令和7年度から 令和12年度まで	203,622

## 議案第3号

### 令和6年度鳥取県公債管理特別会計予算

令和6年度鳥取県の公債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ60,844,153千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

令和6年2月21日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 第1表 歳入歳出予算

歳 入		
款	項	金 額
1 繰 入 金		51,009,424 <small>千円</small>
	1 一 般 会 計 繰 入 金	48,741,424
	2 減 債 基 金 繰 入 金	2,268,000
2 県 債		9,834,729
	1 県 債	9,834,729
歳 入 合 計		60,844,153

歲 出		
款	項	金 額
1 公 債 費		60,844,153 <small>千円</small>
	1 公 債 費	60,844,153
歲 出 合 計		60,844,153

## 第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
借換債	9,834,729 <sup>千円</sup>	証書借入れ又は証券発行の方法により財政融資資金その他より借入れするものとする。ただし、事業又は県財政の都合により起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて起債することができる。	10%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入年度から1年すえ置き、じ後29年度間に償還するものとする。ただし、県財政その他の都合によりすえ置き及び償還年限を短縮又は延長して起債し、あるいはすえ置き又は償還期間中であっても償還年限を短縮し、延長し、又は繰上償還を行い、若しくは借換えすることができるものとする。
計	9,834,729	/	/	/

## 議案第 4 号

### 令和 6 年度鳥取県給与集中管理特別会計予算

令和 6 年度鳥取県の給与集中管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2 8, 3 1 6, 8 2 3 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

令和 6 年 2 月 2 1 日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治



第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 給与等振替収入		千円 28,316,823
	1 給与等振替収入	28,316,823
歳 入	合 計	28,316,823

歳 出		
款	項	金 額
1 給 与 費		28,316,823 <small>千円</small>
	1 給 与 費	28,316,823
歳 出 合 計		28,316,823

## 議案第5号

### 令和6年度鳥取県国民健康保険運営事業特別会計予算

令和6年度鳥取県の国民健康保険運営事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ51,866,939千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和6年2月21日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 第1表 歳入歳出予算

### 歳 入

款	項	金 額
1 国民健康保険運営事業収入		51,866,939 <sup>千円</sup>
	1 分担金及び負担金	11,981,544
	2 国庫支出金	15,928,014
	3 療養給付費等交付金	1
	4 前期高齢者交付金	20,113,692
	5 共同事業交付金	109,189
	6 財産収入	274
	7 繰入金	3,733,207
	8 繰越金	1,000
	9 諸収入	18
歳 入	合 計	51,866,939

歳 出		
款	項	金 額
1 国民健康保険運営事業費		千円 51,866,939
	1 国民健康保険運営事業費	51,694,289
	2 総 務 費	162,650
	3 予 備 費	10,000
歳 出	合 計	51,866,939

## 議案第 6 号

# 令和 6 年度鳥取県母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別 会計予算

令和 6 年度鳥取県の母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 8 4, 5 8 7 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 4 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

令和 6 年 2 月 2 1 日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 第1表 歳入歳出予算

歳 入		
款	項	金 額
1 繰 入 金		千円 2,528
	1 一 般 会 計 繰 入 金	2,528
2 繰 越 金		45,886
	1 繰 越 金	45,886
3 諸 収 入		36,173
	1 貸 付 金 元 利 収 入	36,128
	2 雑 入	45
歳 入	合 計	84,587

歳 出		
款	項	金 額
1 母子父子寡婦福祉資金		千円 84,587
	1 母子父子寡婦福祉資金 貸付事業費	84,587
歳 出	合 計	84,587



## 第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
修 学 資 金 等 貸 付 金	令和7年度から 令和11年度まで	71,592 <sup>千円</sup>

## 議案第 7 号

# 令和 6 年度鳥取県中小企業近代化資金助成事業特別 会計予算

令和 6 年度鳥取県の中小企業近代化資金助成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2 3, 0 4 4 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

令和 6 年 2 月 2 1 日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

第1表 歳入歳出予算

歳 入		
款	項	金 額
1 繰 入 金		千円 1,316
	1 一 般 会 計 繰 入 金	1,316
2 繰 越 金		225
	1 繰 越 金	225
3 諸 収 入		21,503
	1 貸 付 金 元 利 収 入	21,403
	2 雑 入	100
歳 入	合 計	23,044

歳 出		
款	項	金 額
1 中小企業近代化資金		千円 23,044
	1 中小企業近代化資金	23,044
歳 出	合 計	23,044

## 議案第 8 号

### 令和 6 年度鳥取県就農支援資金貸付事業特別会計予算

令和 6 年度鳥取県の就農支援資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2 8, 0 5 3 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

令和 6 年 2 月 2 1 日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 繰越金		14,259 <sup>千円</sup>
	1 繰越金	14,259
2 諸収入		13,794
	1 貸付金元利収入	13,628
	2 雑収入	166
歳 入	合 計	28,053

歳 出		
款	項	金 額
1 就農支援資金貸付事業費		千円 28,053
	1 就農支援資金貸付事業費	28,053
歳 出 合 計		28,053

## 議案第9号

# 令和6年度鳥取県林業・木材産業改善資金助成事業特別会計予算

令和6年度鳥取県の林業・木材産業改善資金助成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ57,106千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和6年2月21日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治



第1表 歳入歳出予算

歳 入		
款	項	金 額
1 繰 入 金		千円 1,027
	1 一 般 会 計 繰 入 金	1,027
2 繰 越 金		19,248
	1 繰 越 金	19,248
3 諸 収 入		36,831
	1 貸 付 金 元 利 収 入	36,831
歳 入	合 計	57,106

歳 出		
款	項	金 額
1 林業・木材産業改善資金 貸付事業費		千円 57,106
	1 林業・木材産業改善資金 貸付事業費	57,106
歳 出	合 計	57,106

## 議案第 10 号

### 令和 6 年度鳥取県県営林事業特別会計予算

令和 6 年度鳥取県の県営林事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 104,084 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

令和 6 年 2 月 21 日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 第1表 歳入歳出予算

### 歳 入

款	項	金 額
1 国 庫 支 出 金		千円 3,384
	1 国 庫 補 助 金	3,384
2 財 産 収 入		8,601
	1 財 産 売 払 収 入	8,554
	2 財 産 運 用 収 入	47
3 繰 入 金		91,798
	1 一 般 会 計 繰 入 金	91,798
4 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
5 諸 収 入		300
	1 雑 収 入	300
歳 入 合 計		104,084

歳 出		
款	項	金 額
1 県 営 林 事 業 費		千円 63,713
	1 職 員 費	35,845
	2 保 育 事 業 費	7,859
	3 処 分 事 業 費	7,181
	4 管 理 事 業 費	12,828
2 公 債 費		40,371
	1 公 債 費	40,371
歳 出 合 計		104,084

## 議案第 1 1 号

### 令和 6 年度鳥取県県営境港水産施設事業特別会計予算

令和 6 年度鳥取県の県営境港水産施設事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2 8 1, 7 4 6 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 4 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

令和 6 年 2 月 2 1 日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 第1表 歳入歳出予算

### 歳 入

款	項	金 額
1 国 庫 支 出 金		15,619 <small>千円</small>
	1 国 庫 補 助 金	15,619
2 使 用 料 及 び 手 数 料		143,362
	1 使 用 料	143,362
3 繰 入 金		116,856
	1 一 般 会 計 繰 入 金	116,856
4 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
5 諸 収 入		5,908
	1 雑 入	5,908
歳 入 合 計		281,746

歲 出		
款	項	金 額
1 事 業 費		252,150 <sup>千円</sup>
	1 事 業 費	252,150
2 公 債 費		29,596
	1 公 債 費	29,596
歲 出 合 計		281,746



## 第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
鳥取県営境港水産物 地方卸売市場指定管理料	令和7年度から 令和10年度まで	千円 41,686

## 議案第 1 2 号

### 令和 6 年度鳥取県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計 予算

令和 6 年度鳥取県の沿岸漁業改善資金助成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1 0, 1 1 3 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

令和 6 年 2 月 2 1 日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 第1表 歳入歳出予算

歳 入		
款	項	金 額
1 繰 入 金		千円 113
	1 一 般 会 計 繰 入 金	113
2 繰 越 金		9,720
	1 繰 越 金	9,720
3 諸 収 入		280
	1 貸 付 金 元 利 収 入	280
歳 入	合 計	10,113

歲 出		
款	項	金 額
1 沿岸漁業改善資金貸付事業費		10,113 <small>千円</small>
	1 沿岸漁業改善資金貸付事業費	10,113
歲 出	合 計	10,113

## 議案第 13 号

### 令和 6 年度鳥取県港湾整備事業特別会計予算

令和 6 年度鳥取県の港湾整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 54,184 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

令和 6 年 2 月 21 日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 第1表 歳入歳出予算

### 歳 入

款	項	金額
1 使用料及び手数料		千円 41,694
	1 使用料	41,694
2 財産収入		12,443
	1 財産運用収入	9,719
	2 財産売却収入	2,724
3 繰入金		46
	1 一般会計繰入金	46
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
歳 入 合 計		54,184

歲 出		
款	項	金 額
1 事 業 費		千円 54,184
	1 事 業 費	54,184
歲 出 合 計		54,184

## 議案第14号

### 令和6年度鳥取県収入証紙特別会計予算

令和6年度鳥取県の収入証紙特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和6年2月21日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治



第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 繰 入 金		千円 3,000
	1 一 般 会 計 繰 入 金	3,000
歳 入	合 計	3,000

歲 出		
款	項	金 額
1 諸 支 出 金		千円 3,000
	1 償 還 金	3,000
歲 出	合 計	3,000

## 議案第15号

### 令和6年度鳥取県県立学校農業実習特別会計予算

令和6年度鳥取県の県立学校農業実習特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ58,511千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和6年2月21日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 第1表 歳入歳出予算

### 歳 入

款	項	金 額
1 財 産 収 入		千円 44,272
	1 財 産 売 払 収 入	44,272
2 繰 越 金		14,218
	1 繰 越 金	14,218
3 諸 収 入		21
	1 雑 入	21
歳 入	合 計	58,511

歳 出		
款	項	金 額
1 県立学校農業実習費		千円 55,511
	1 県立学校農業実習費	55,511
2 予 備 費		3,000
	1 予 備 費	3,000
歳 出 合 計		58,511

## 議案第16号

### 令和6年度鳥取県育英奨学事業特別会計予算

令和6年度鳥取県の育英奨学事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ902,207千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

令和6年2月21日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

第1表 歳入歳出予算

歳 入		
款	項	金 額
1 繰 入 金		千円 216
	1 一 般 会 計 繰 入 金	216
2 繰 越 金		298,672
	1 繰 越 金	298,672
3 諸 収 入		603,319
	1 貸 付 金 元 利 収 入	603,319
歳 入	合 計	902,207

歳 出		
款	項	金 額
1 育英奨学資金貸付事業費		千円 902,207
	1 育英奨学資金貸付事業費	902,207
歳 出 合 計		902,207



## 第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
育英奨学生貸付金 (高等学校等奨学金)	令和7年度から 令和11年度まで	千円 424,200
育英奨学生貸付金 (大学等奨学金)	令和7年度から 令和12年度まで	493,020

# 企 業 会 計



## 議案第17号

### 令和6年度鳥取県天神川流域下水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和6年度鳥取県天神川流域下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- |              |                 |
|--------------|-----------------|
| (1) 年間処理水量   | 6,991,000立方メートル |
| (2) 一日平均処理水量 | 19,153立方メートル    |
| (3) 処理区域市町数  | 4市町             |
| (4) 建設改良費    | 534,592千円       |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 流域下水道事業収益	1,375,919千円
第1項 営業収益	650,163千円
第2項 営業外収益	672,219千円
第3項 特別利益	53,537千円
支 出	
第1款 流域下水道事業費用	1,395,132千円
第1項 営業費用	1,322,846千円
第2項 営業外費用	18,749千円

第3項 特別損失 53,537千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額236,306千円は、過年度分損益勘定留保資金93,325千円、当年度分損益勘定留保資金120,921千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,372千円及び繰越利益剰余金処分別19,688千円で補てんするものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入 541,286千円

第1項 企業債 80,000千円

第2項 国庫補助金 335,000千円

第3項 建設事業費負担金 97,500千円

第4項 他会計負担金 17,500千円

第5項 他会計補助金 11,286千円

支 出

第1款 資本的支出 777,592千円

第1項 建設改良費 534,592千円

第2項 企業債償還金 99,000千円

第3項 他会計借入金償還金 144,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
-----	-----	-------

天神川流域下水道指定管理料

令和7年度から  
令和10年度まで

71,229千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
建設改良費に充当	千円 80,000	証書借入れ又は証券発行の方法により財政融資資金その他より借入れするものとする。ただし、事業又は県財政の都合により起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて起債することができる。	10%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入年度から1年すえ置き、その後29年度間に償還するものとする。ただし、県財政その他の都合によりすえ置き及び償還年限を短縮又は延長して起債し、あるいはすえ置き又は償還期間中であっても償還年限を短縮し、延長し、又は繰上償還を行い、若しくは借換えすることができるものとする。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、445,985千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用、営業外費用及び特別損失

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、

又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 17,419千円

(他会計からの補助金)

第10条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、次のとおりである。

補助の目的

(1) 流域下水道事業の経営基盤の強化に要する経費 77,807千円

(2) 職員の児童手当に要する経費 480千円

(利益剰余金の処分)

第11条 繰越利益剰余金のうち19,688千円は、次のとおり処分するものと定める。

(1) 減債積立金 19,688千円

令和6年2月21日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 議案第18号

### 令和6年度鳥取県営電気事業会計予算

(総則)

第1条 令和6年度鳥取県営電気事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年間販売電力量 21,657,109 kWh

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 電気事業収益	992,349千円
第1項 営業収益	875,436千円
第2項 営業外収益	116,913千円
支 出	
第1款 電気事業費	3,101,132千円
第1項 営業費用	2,182,966千円
第2項 営業外費用	913,318千円
第3項 特別損失	4,848千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入



第1款 資本的収入 1,271,074千円

第1項 企業債 371,300千円

第2項 繰延運営権対価 899,774千円

支 出

第1款 資本的支出 886,697千円

第1項 建設改良費 378,235千円

第2項 企業債償還金 506,507千円

第3項 その他投資 1,955千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
発電所ネットワーク管理業務委託	令和7年度から 令和11年度まで	4,077千円
西部地区太陽光発電設備保安管理 業務委託	令和7年度から 令和8年度まで	4,022千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
電気事業費に充 当	千円 371,300	証書借入れ又は証券発行の方法により財政融資資金その他より借入れするものとする。ただし、事業又は県財政の都合により起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて起債する	10%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該	借入年度から1年すえ置き、じ後29年度間に償還するものとする。ただし、県財政その他の都合によりすえ置き及び償還年限を短縮又は延長して起債し、あるいはすえ置き又は償

		ことができる。	見直し後の利率)	還期間中であっても償還年限を短縮し、延長し、又は繰上償還を行い、若しくは借換えすることができるものとする。
<p>(一時借入金)</p> <p>第7条 一時借入金の限度額は、371,300千円と定める。</p> <p>(予定支出の各項の経費の金額の流用)</p> <p>第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。</p> <p>(1) 営業費用と営業外費用との間</p> <p>(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)</p> <p>第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。</p> <p>(1) 職員給与費                      323,230千円</p> <p>(2) 交 際 費                              50千円</p> <p>(他会計からの補助金)</p> <p>第10条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、次のとおりである。</p> <p style="text-align: center;">補 助 の 目 的</p> <p>(1) 職員の基礎年金拠出金に係る公的負担に要する経費                      8,398千円</p> <p>(2) 職員の児童手当に要する経費    1,350千円</p> <p>(たな卸資産購入限度額)</p>				

第11条 たな卸資産の購入限度額は、7,000千円と定める。

(重要な資産の取得)

第12条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

(1) 日野川第一発電所

種類	名称	数量
建物	発電所本館	延床面積431.04平方メートル
構築物	導水路改修等	水路延長1,507メートル
機械装置	水車発電機(4,600kVA)等	一式

令和6年2月21日提出

鳥取県知事 平井伸治

## 議案第19号

### 令和6年度鳥取県営工業用水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和6年度鳥取県営工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- |             |                  |
|-------------|------------------|
| (1) 給水事業所数  | 106事業所           |
| (2) 年間総給水量  | 16,508,470立方メートル |
| (3) 一日平均給水量 | 42,140立方メートル     |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 工業用水道事業収益	619,762千円
第1項 営業収益	463,224千円
第2項 営業外収益	156,538千円
支 出	
第1款 工業用水道事業費	755,106千円
第1項 営業費用	688,473千円
第2項 営業外費用	66,633千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支

出額に対し不足する額123,950千円は、過年度分損益勘定留保資金78,437千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額45,513千円で補てんするものとする。)

収 入

第1款 資本的収入	886,213千円
第1項 企業債	530,600千円
第2項 工事負担金	158,000千円
第3項 出資金	197,613千円

支 出

第1款 資本的支出	1,010,163千円
第1項 建設改良費	658,631千円
第2項 企業債償還金	351,532千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1 資本的支出	1 建設改良費	米子市道新設に伴う日野川工業用水道支障移転事業	198,000千円	6年度	148,000千円
				7年度	50,000千円

(債務負担行為)

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
日野川工業用水道中央監視装置点検	令和7年度から	3,124千円

委託	令和8年度まで	
日野川工業用水道事業電気設備保安 管理業務委託	令和7年度から 令和8年度まで	1,818千円
工業用水利用促進事業費補助金	令和7年度	18,000千円
(企業債)		

第7条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
工業用水道事業 費に充当	千円 530,600	証書借入れ又は証券発行の方法により財政融資資金その他より借入れするものとする。ただし、事業又は県財政の都合により起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて起債することができる。	10%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	借入年度から1年すえ置き、じ後29年度間に償還するものとする。ただし、県財政その他の都合によりすえ置き及び償還年限を短縮又は延長して起債し、あるいはすえ置き又は償還期間中であっても償還年限を短縮し、延長し、又は繰上償還を行い、若しくは借換えすることができるものとする。

(一時借入金)

第8条 一時借入金の限度額は、530,600千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第9条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用との間

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第10条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 17,671千円

(他会計からの補助金)

第11条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、次のとおりである。

補助の目的

(1) 職員の基礎年金拠出金に係る公的負担に要する経費 329千円

(2) 職員の児童手当に要する経費 360千円

(たな卸資産購入限度額)

第12条 たな卸資産の購入限度額は、21,000千円と定める。

令和6年2月21日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 議案第20号

### 令和6年度鳥取県営埋立事業会計予算

(総則)

第1条 令和6年度鳥取県営埋立事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- |                       |           |
|-----------------------|-----------|
| (1) 境港外港竹内地区埋立地売却面積   | 1.0ヘクタール  |
| (2) 事業用借地権に基づく埋立地貸付面積 | 14.3ヘクタール |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 埋立事業収益	217,337千円
第1項 営業収益	189,872千円
第2項 営業外収益	27,465千円
支 出	
第1款 埋立事業費	210,559千円
第1項 営業費用	185,338千円
第2項 営業外費用	25,221千円

(資本的支出)

第4条 資本的支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的支出額54,945千円は、

過年度分損益勘定留保資金54,945千円で補てんするものとする。）。



## 支 出

第1款 資本的支出 54,945千円

第1項 他会計からの長期借入金償還金 50,000千円

第2項 利子補給金返還金 4,945千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、86,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用との間

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、  
又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 20,033千円

(他会計からの補助金)

第8条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、次のとおりである。

## 補 助 の 目 的

(1) 職員の基礎年金拠出金に係る公的負担に要する経費 573千円

(2) 職員の児童手当に要する経費 240千円

令和6年2月21日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 議案第21号

### 令和6年度鳥取県営病院事業会計予算

(総 則)

第1条 令和6年度鳥取県営病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- |               |                |
|---------------|----------------|
| (1) 病 床 数     | 8 2 2 床        |
| (2) 年間入院患者数   | 2 4 3, 6 0 1 人 |
| (3) 年間外来患者数   | 3 3 1, 4 2 8 人 |
| (4) 一日平均入院患者数 | 6 6 7 人        |
| (5) 一日平均外来患者数 | 1, 3 6 4 人     |
| (6) 主要な建設改良事業 |                |

医療機器備品	1, 0 4 5, 2 6 5 千円
--------	--------------------

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

#### 収 入

- |               |                      |
|---------------|----------------------|
| 第1款 病院事業収益    | 3 0, 6 6 0, 7 4 7 千円 |
| 第1項 医 業 収 益   | 2 6, 9 3 3, 4 8 9 千円 |
| 第2項 医 業 外 収 益 | 3, 5 3 3, 3 9 4 千円   |
| 第3項 特 別 利 益   | 1 9 3, 8 6 4 千円      |

#### 支 出

第1款 病院事業費用	32,087,343千円
第1項 医業費用	31,475,055千円
第2項 医業外費用	569,904千円
第3項 特別損失	42,384千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,250,499千円は、過年度分損益勘定留保資金1,250,499千円で補てんするものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入	2,187,723千円
第1項 企業債	1,076,500千円
第2項 負担金	1,034,505千円
第3項 一般会計精算金受入	76,718千円

支 出

第1款 資本的支出	3,438,222千円
第1項 建設改良費	1,131,651千円
第2項 企業債償還金	2,306,571千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
中央病院スペクトラルCT保守点 検業務委託	令和7年度から 令和11年度まで	98,549千円

中央病院病棟バイタルチェック  
システム保守業務委託

令和7年度から  
令和9年度まで

1,635千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
病院事業費に充当	千円 1,076,500	証書借入れ又は証券発行の方法により財政融資資金その他より借入れするものとする。ただし、事業又は県財政の都合により起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて起債することができる。	10%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入年度から1年すえ置き、じ後29年度間に償還するものとする。ただし、県財政その他の都合によりすえ置き及び償還年限を短縮又は延長して起債し、あるいはすえ置き又は償還期間中であっても償還年限を短縮し、延長し、又は繰上償還を行い、若しくは借換えすることができるものとする。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、1,900,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 14,892,138千円

(2) 交際費 800千円

(他会計からの補助金)

第9条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、次のとおりである。

補 助 の 目 的

- |                             |           |
|-----------------------------|-----------|
| (1) 院内保育所の運営に要する経費          | 21,324千円  |
| (2) 医師及び看護師等の研究研修に要する経費     | 39,239千円  |
| (3) 職員の共済費のうち追加費用に要する経費     | 176,103千円 |
| (4) 職員の基礎年金拠出金に係る公的負担に要する経費 | 283,057千円 |
| (5) 職員の児童手当に要する経費           | 118,624千円 |

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、9,080,264千円と定める。

(重要な資産の取得)

第11条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

種 類	名 称	数 量
医療機器備品	中央病院総合医療情報システム（電子カルテ）端末等	一 式
医療機器備品	厚生病院全身用X線CT診断装置	一 式

令和6年2月21日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治



